

○木更津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例

平成5年9月25日条例第21号

(木更津市廃棄物減量等推進審議会)

第23条 一般廃棄物の減量化、資源化及びその適正処理の推進に関する事項、その他市長が必要と認める事項について、市長の諮問に応じ、調査及び審議するため、木更津市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。